(各)税関長 殿 沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について

標記のことについては、平成19年7月1日から、関税法基本通達(昭和47年3月1日蔵関第100号)の規定によるほか、下記により取り扱うこととしたので、了知の上、関係職員及び関係者へ周知徹底されたい。なお、下記の第1章から第3章までにおいて「知的財産」、「侵害物品」、「侵害疑義物品」、「認定手続」、「疑義貨物」、「権利者」、「輸入差止申立て」、「申立人」、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」、「自発的処理」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の11~69の21-1の定めるところにより、第4章において「輸出差止申立て」(第2章及び第3章における場合を含む)、「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」及び「認定手続における専門委員意見照会」の各用語の意義は、関税法基本通達69の2~69の10-1の定めるところによる。

記

第1章 輸入差止申立ての内容の公表等

輸入差止申立てを受け付けたときは、次により、その内容の公表等を行う。

1 税関ホームページにおける公表等

総括知的財産調査官は、受付税関から通報を受け、次の事項を財務省の税関ホームページで公表する。この場合、利害関係者が受付税関に意見を提出できる旨を付記する。

- (1) 「知的財産種別」 特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。
- (2) 「知的財産の内容」 登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、 次の内容を表示する。
 - イ 著作権 著作物の種類及びその内容(漫画・絵画又は映画のタイトル等)
 - ロ 著作隣接権 対象となる媒体(レコード、CD等)及びタイトル・実演家の名称等
 - ハ 不正競争防止法
 - (4) 周知表示混同惹起品又は著名表示冒用品の場合 経済産業大臣意見書に記載されている 商品等表示
 - (ロ) 形態模倣品の場合 経済産業大臣意見書に記載されている商品形態及び商品名
- (3) 「侵害すると認める物品の品名」 差止対象となる物品の品名を表示する。
- (4) 「申立人、申立人連絡先」 申立人の名称及び連絡先(電話番号を含む。)を表示する。
- (5) 「受付税関及び連絡先」 申立てを受け付けた税関及び連絡先(電話番号を含む。)を表示する。
- (6) 「意見を述べることができる期間」 意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日

は、申立て受付の日から 10 日 (行政機関の休日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法 律第 21 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。) を含まない。) となる日を設定するものとする。

- (注) 「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。
 - i 差止対象物品の輸入者(輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。)
 - ii 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者
 - iii 海外における差止対象物品(当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。)の製造者及び輸出者
- 2 予想される輸入者等への連絡

受付税関の本関知的財産調査官(本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。)は、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者(以下この章において「予想される輸入者等」という。)が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸入者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸入者等に対し上記1により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。

3 侵害物品と認める理由の開示

受付税関の本関知的財産調査官は、侵害物品と認める理由(申立人が提出した侵害の根拠となる鑑定書等)を、利害関係者から開示の要請があった場合は、その写しの交付等により、原則として開示するものとする。

- 4 利害関係者による意見書の提出
 - (1) 利害関係者からの意見書提出

利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べる場合は、受付税関の本関知的財産調査官は、上記 1 (6)の税関ホームページで明示されている提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出させるものとする。

(2) 利害関係者からの追加意見書の提出

上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から追加意見書の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日(第2章の3の(2)に規定する意見聴取の場を開催する場合はその開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日)までに、追加意見書の提出ができるものとする。

5 利害関係者意見書の開示

受付税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書(追加意見書を含む。)を その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示するこ とにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部 分を除く。

第2章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。

- 1 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合
 - (1) 次のいずれかに該当する場合は、特段の事情のない限り、総括知的財産調査官及び受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員意見照会を実施するものとする。ただし、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立ての場合には、経済産業大臣意見書の記載事項については、既に

経済産業大臣において判断が示されているものであることから、輸入差止申立てにおける専門 委員意見照会の対象とならないことに留意する。

イ 利害関係者から意見書が提出された場合

- ロ 上記イのほか、申立人及び利害関係者の間で争い(訴訟等)があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合
- ハ その他、輸入差止申立ての審査において、侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である等、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合
- (2) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象となる事項としては、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲のほか、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、侵害成立阻却事由(並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等)等がある。なお、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意する。
- 2 事案終了までの期間

専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留の決定は、当該輸入 差止申立ての受付の日から2か月半以内を目途に行うものとする(別添1参照)。

- 3 専門委員の委嘱等
 - (1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見

受付税関の本関知的財産調査官は、当事者(申立人及び当該申立人に係る輸入差止申立てに ついて意見書を提出した利害関係者をいう。以下この章において同じ。)に、専門委員候補(税 関ホームページに掲載されている者をいう。以下同じ。)に係る特別な利害関係に関する意見が ある場合には、次により当該専門委員候補の氏名及び理由を書面により提出するよう求めるも のとする。

イ 申立人

- (4) 輸入差止申立て時に利害関係者が判明している場合 専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てが 受け付けられた後遅滞なく提出するよう求めるものとする。
- (p) 輸入差止申立て時に判明していない利害関係者から意見が提出された場合 専門委員候補と申立人との特別な利害関係について、輸入差止申立てが受け付けられた 後遅滞なく提出するよう求めるものとし、当該輸入差止申立てについて利害関係者意見の 提出があった場合には、専門委員候補と当該利害関係者との特別な利害関係について、遅 滞なく提出するよう求めるものとする。
- 口 利害関係者

専門委員候補と申立人又は利害関係者との特別な利害関係について、輸入差止申立てに係る意見提出期限までに提出するよう求めるものとする。

(2) 専門委員の選定及び委嘱

総括知的財産調査官は、上記(1)により提出された意見等を考慮して、当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則 3 名選定し、専門委員に意見を聴く場(以下「意見聴取の場」という。)の日時の調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式1)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は、受付税関の税関長とする。

- (注) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」 (別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定 手続における専門委員意見照会に係る専門委員として 9 税関分について包括的に委嘱す るものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別 事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。
- (3) 意見聴取の場の日時決定

総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を次により決定するものとする。

イ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に 通知する。

- ロ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。
 - (注) 意見聴取の場は、輸入差止申立ての受付の日から1か月半以降を目途に設定するものとする。
- (4) 当事者への実施通知

意見聴取の場の日時を決定した後、受付税関の本関知的財産調査官は、当事者に対し「輸入 差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(別紙様式3)により、専門委員の氏名及び 意見聴取の場の日時・場所並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。 なお、場所については、当面、東京税関本関の会議室とする。

- 4 専門委員への意見照会
 - (1) 専門委員への意見照会

受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見 照会書」(別紙様式4)を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、「輸入差止申 立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立て(当該意見の求めの対象 となる輸入差止申立てをいう。以下この章において同じ。)に係る侵害の事実を疎明するに足り る証拠があるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載することとする。

(2) 専門委員への資料の送付

受付税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付するものとする。また、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締りの観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨注記するものとする。

(3) 専門委員の事前打合せ

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、必要に応じ専門委員間での事前打合せを行うことができるものとする。

(4) 専門委員による追加資料等の求め

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことができるものとする。

- イ 不明確な箇所や矛盾点の解消
- ロ 争点の明確化
- ハ 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充
- ニ 抗弁事由の確認
- 5 意見聴取の場への出席者確認
 - (1) 受付税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、出席者の氏名及び役職を書面で提出するよう求めるものとする。
 - (2) 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者(以下この章において「補助者」という。)の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できものとする。
 - (注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の 利益が害されると認められる事項について述べる必要がある場合であって希望する場合 には、他の当事者と同席することを要しないものとする。
- 6 陳述要領書等の提出
 - (1) 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日までに、陳述要領書その他の資料を提出することができるものとする。
 - (注) この場合において、既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張 又は資料が提出されたときは、相手方当事者は、当該主張又は資料に対する反論を意見 聴取の場においてできるものとする。

なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述す

ることができるものとする。

(2) 受付税関の本関知的財産調査官は、提出された陳述要領書等を速やかに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。

7 意見聴取の場

総括知的財産調査官は、概ね2時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するもの とする。

- (1) 事案名の読上げ
 - 申立人、差止対象物品及び知的財産の内容等により、事案名の読上げを行う。
- (2) 進行手順の説明 進行手順等の説明を行う。
- (3) 専門委員の紹介 専門委員を紹介する。
- (4) 出席当事者の確認
 - 出席した当事者及び代理人・補助者の確認を行う。
- (5) 当事者の意見陳述
 - イ 意見陳述は、原則として、申立人、利害関係者の順で行い、一方の当事者が意見陳述している間は、他方の当事者の発言はできないものとする。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠(下記 10 の(1)に規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、意見陳述の際は、プロジェクター等を使用することができるものとする。
 - ロ 当事者の代理人又は補助者は意見を陳述することができるものとする。
 - ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容についての反論の機会を与 えるものとする。
 - (注)総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について説明の簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、説明の中断を求めることができるものとする。
- (6) 専門委員及び税関からの質問
 - イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。
 - ロ 専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見 の陳述はできないものとする。
 - ハ 総括知的財産調査官又は受付税関の本関知的財産調査官は、必要と認める事項について、 質問をすることができるものとする。
- (7) 専門委員の意見交換
 - イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否か等を判断するために必要な事実関係・法律関係につき他の専門委員と意見交換を 行う。
 - ロ 総括知的財産調査官及び受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立 ち会うものとする。
 - (注) 専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに意見交換を行うこと ができるものとする。
- (8) 補足意見の求め(専門委員による求釈明)等
 - イ 専門委員の意見交換の結果、専門委員は当事者に対して釈明、主張の追加・変更又は主張 を裏付けるための更なる証拠の提出を求めることができるものとする。
 - ロ 当事者には、最後に意見を述べる機会を与えるものとする。
- (9) 今後の予定の説明
 - 総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から受理・不受理・保留の決定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。
- 8 当事者からの補足意見

(1) 補足意見の提出

専門委員による補足意見の求めの有無にかかわらず、当事者は、書面にて補足意見を提出できるものとする。この場合において、補足意見は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張又は証拠(下記 10 の(1)に規定する調査資料等を含む。)に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとする。なお、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた当事者であって、意見聴取の場に出席しなかった者に対しては、受付税関の本関知的財産調査官から補足意見を提出できる旨を連絡するものとする。

(2) 補足意見の提出時期

補足意見の提出は、専門委員が必要と認める場合を除き、意見聴取の場が開催された日の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日までに、1回のみ認められるものとする(提出期限の延長は、特段の事情がない限りできないこととする。)。

(3) 補足意見の開示

受付税関の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。

9 電磁的記録の提出の求め

受付税関の本関知的財産調査官又は専門委員は、当事者の意見の整理又は意見書作成のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録(電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。

10 専門委員意見書

(1) 専門委員による資料等の調査・収集

専門委員は意見書の作成に当たり、自ら資料等の調査・収集を行うことができるものとする。この場合において、当該資料等であって当事者が提出した主張又は証拠に含まれていないと認められるもの(以下この号において「調査資料等」という。)を基に意見を述べようとするときは、受付税関の本関知的財産調査官を通じ、原則として意見聴取の場の開催の日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日(以下この号において「7執務日前の日」という。)までに、調査資料等を当事者に送付し、意見聴取の場までの間に意見を述べる機会(意見聴取の場における意見陳述を含む。)を与えるものとする。7執務日前の日までに当事者に送付できない場合は、当事者が補足意見として調査資料等について意見を述べる機会を与えるものとする。なお、受付税関の本関知的財産調査官は、調査資料等を他の専門委員に速やかに送付するものとする。

(2) 専門委員意見書の提出

専門委員は、税関から送付を受けた資料及び自ら調査・収集した資料等に基づき、「意見書」 (別紙様式5)を作成し、受付税関の税関長宛てに提出するものとする。この場合、対象申立 てが意見書において特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。な お、複数の専門委員が連名で意見書を作成することができるものとする。

(3) 専門委員による意見の内容

- イ 専門委員は、意見書において、申立人より提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足り ると認められるか否かについてその結論及び理由(下記ロにより申立てを保留とする場合は その結論及び理由)を述べるものとする。
- ロ 専門委員は、意見照会に係る事案に関し、当事者が裁判所若しくは特許庁において争って いる場合又は争うことが見込まれる場合には、裁判所等の判断が出るまで当該申立てを保留 とすべき旨の意見を述べることができるものとする。

(4) 専門委員意見書の開示

受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員意見書をその写しの交付等により当事者及び他の専門委員に開示するものとする。

11 専門委員意見書に対する当事者意見

(1) 専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内

容を記載した意見書を提出することができるものとする。この場合において、受付税関の本関知的財産調査官は、その意見書の提出期限として、専門委員意見書の送付の日の翌日から5日 (行政機関の休日を含まない。)以内の日を指定するものとする。

- (2) 受付税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示するものとする。
- 12 受理・不受理・保留の決定
 - (1) 決定の方法

明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して、受理・不受理・保留のいずれかを決定するものとする。

- (2) 決定の通知
 - イ 申立人に対する受理・不受理の決定の通知は、関税法基本通達 69 の 13-1 (3)に基づき行う ものとする。また、保留の決定の通知は、「輸入差止申立て保留通知書」(別紙様式 6) によ り行うものとする。
 - ロ 専門委員及び「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」の送付を受けた利 害関係者に対する受理・不受理・保留の決定の通知は、「輸入差止申立てにおける専門委員意 見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留結果通知書」(別紙様式7)により、遅滞 なく行うものとする。
- 13 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の中止
 - (1) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会が中止となる場合

専門委員に「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」が送達された後であって専門委員の意見が提出される前に次の事実が生じた場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止するものとする。

- イ 当事者間の和解成立その他の理由により対象申立てが取り下げられた場合
- ロ その他専門委員の意見が必要でなくなった場合
- (2) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会中止の通知

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を中止した場合には、受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対しては「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(別紙様式8)により、当事者に対しては口頭により、その旨を通知するものとする。

14 専門委員意見照会の結果の公表

総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した事案について、 受理・不受理・保留の決定の後、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、以下の事項を 財務省の税関ホームページで公表するものとする。

- (1) 知的財産の種別(特許権、意匠権等)
- (2) 主な争点
- (3) 専門委員意見の概要
- (4) 処理結果及び処理年月

第3章 認定手続における専門委員意見照会の取扱い

認定手続における専門委員意見照会は、次により実施するものとする。

- 1 認定手続における専門委員意見照会を実施する場合
 - (1) 輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点などにより、認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かを判断することが難しい場合は、総括知的財産調査官及び当該認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、原則として認定手続における専門委員意見照会を実施するため、下記の事務を行うものとする。ただし、以下の事項は認定手続における専門委員意見照会の対象とならないので留意する。

- イ 認定手続において経済産業大臣又は農林水産大臣に意見照会することができる不正競争防 止法違反物品及び育成者権侵害物品に係る事項
- ロ 特許権、実用新案権又は意匠権侵害物品に関し、特許庁長官に意見照会することができる 事項(特許発明等の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲)
- (2) 対象認定手続(専門委員に対し意見を求める対象となる認定手続をいう。以下この章において同じ。)を執っている税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議のうえ、争点及び証拠等を整理するとともに考え方を明確にし、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かに関し、その考え方の妥当性について専門委員に意見照会を行うものとする。この場合において、当該本関知的財産調査官は、その整理のため必要があると認められる場合において、当事者が提出した意見又は証拠等の内容を記録した電磁的記録を有しているときは、その当事者に対し、当該電磁的記録の提出を求めることができるものとする。
- (3) 認定手続における専門委員意見照会の対象となる事項としては、侵害成立阻却事由(並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等)等がある。なお、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意する。

2 事案終了までの期間

対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かの認定は、原則として当該対象認定手続の開始から1か月以内を目途に行うものとする。ただし、権利者又は輸入者の要望により意見聴取の場が開催される場合は、2か月以内を目途に行うものとする(別添2参照)。

- 3 意見聴取の場の開催の要望
 - (1) 認定手続における専門委員意見照会を実施しようとする場合、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当事者(権利者及び輸入者をいう。以下この章において同じ。)にその旨を連絡し、当事者が意見聴取の場の開催を要望するか否かを確認するものとする。
 - (2) 当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合は、関税法基本通達 69 の 12-1 の(1)の二の(4)の iv の弁明の提出期限までに書面で提出させるものとし、当該要望が認定手続を不当に遅延させることを目的とするものでないと認められるときは、意見聴取の場を開催することとする。
 - (注) 意見聴取の場を開催する場合においても、検討する事項については、当事者の一方で ある輸入者の異同にかかわらず、輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点等 に限定されることに留意する。

4 専門委員の委嘱等

- (1) 専門委員候補に係る特別な利害関係に関する意見
 - イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、上記 3 (1)の連絡の際に、当事者 に対し、専門委員候補と権利者又は輸入者との特別な利害関係に関する意見を求めるものと する。
 - ロ 上記イの意見がある場合には、当該専門委員候補の氏名及び理由を関税法基本通達 69 の 12-1 の(1)の=の(1)の=の(1)の=の(1)の=の=の=0 がの弁明の提出期限までに、書面により提出するよう求めるものとする。
- (2) 専門委員の選定及び委嘱

総括知的財産調査官は、上記(1)の意見等を参考に当事者と特別な利害関係を有しないと認められる者を専門委員候補の中から専門委員予定者として原則3名選定し、日程調整後、専門委員予定者に対し「委嘱状」(別紙様式9)を交付するものとする。この場合において、委嘱者は対象認定手続を執っている税関の税関長とする。

(注)個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(別紙様式2)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。

5 専門委員への意見照会

(1) 専門委員への意見照会

イ 専門委員への意見照会

対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「認定手続における専門委員意見照会書」(別紙様式10)を送付し、意見を求めるものとする。この場合において、対象認定手続の争点及び当事者から提出された証拠・意見を整理し、税関の考え方を明確にしたうえで、これを「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する。この場合、上記3において当事者が意見聴取の場の開催を要望する場合を除き、原則として個別に専門委員の意見を求めることとし、税関において後日その意見を整理しておくものとする。

ロ 専門委員への資料の送付

対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当事者から当該対象認定手続に おいて提出された証拠・意見及び参考となるべき資料(輸入差止申立てが参考となる場合に は、申立人が非公開としている部分にその旨注記する。)を専門委員に送付するものとする。

(2) 当事者への実施通知

対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場を開催しない場合には、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(別紙様式11)により専門委員の氏名を通知し、意見聴取の場を開催する場合には、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書(意見聴取の場の開催)」(別紙様式12)により、専門委員の氏名及び意見聴取の場の日時・場所(当面、東京税関本関の会議室)並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行うものとする。この場合において、専門委員に照会する争点等及び税関の考え方を書面により併せて通知するものとする。

- 6 意見聴取の場を開催する場合の取扱い
 - (1) 意見聴取の場の日時決定

総括知的財産調査官は、意見聴取の場の日時を、次により決定するものとする。

イ 意見聴取の場として、専門委員の都合を考慮のうえ二以上の候補日時を設定し、当事者に 対し通知する。

ロ 当事者から候補日時についての都合を聴いたうえで、意見聴取の場の日時を決定する。

- (2) 専門委員の事前打合せ等
 - イ 専門委員の事前打合せ

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、必要に応じ専門委員間での事前打合せを行うことができるものとする。

ロ 専門委員による追加資料等の求め

専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことができるものとする。

- (イ) 不明確な箇所や矛盾点の解消
- (ロ) 争点の明確化
- (ハ) 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充
- (二) 抗弁事由の確認
- (3) 意見聴取の場への出席者確認

イ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場に出席する当事者 に対して、意見聴取の場における意見陳述は簡潔に行うこと等を案内するとともに、出席者 の氏名及び役職を書面で提出するよう求めるものとする。

- ロ 総括知的財産調査官は、意見聴取の場に当事者が出席する場合には、原則として他の当事者と同席させるものとする。また、当事者が当事者又はその代理人を補助する者(以下この章において「補助者」という。)の参加を求める場合であって、意見聴取の場の進行に特に支障がないと認められるときは、補助者が参加できるものとする。
 - (注) 意見聴取の場において、当事者が営業秘密等他の当事者に開示することにより自己の 利益が害されると認められる事項について述べる必要がある場合であって希望する場合 には、他の当事者と同席することを要しないものとする。
- (4) 陳述要領書等の提出

イ 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の

日の7日(行政機関の休日を含まない。)前の日までに、上記5の(2)の規定により税関から送付された争点等及び考え方に関し、陳述要領書その他の資料を提出することができるものとする。

ロ 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、提出された陳述要領書等を速や かに専門委員及び他の当事者に送付するものとする。

7 意見聴取の場

総括知的財産調査官は、概ね2時間を目途に、以下の手順により意見聴取の場を進行するもの とする。

- (1) 事案名の読上げ
 - 権利者、対象物品及び知的財産の内容等により、事案名の読上げを行う。
- (2) 税関の考え方の紹介
 - 上記5(1)イの税関の考え方を紹介する。
- (3) 進行手順の説明
 - 進行手順等の説明を行う。
- (4) 専門委員の紹介
 - 専門委員を紹介する。
- (5) 出席当事者の確認
 - 出席した当事者及び代理人・補助者の確認を行う。
- (6) 当事者の意見陳述
 - イ 意見陳述は、原則として、権利者、輸入者の順で行い、一方の当事者が意見陳述している間は、他方の当事者の発言はできないものとする。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠(上記5の(2)の規定により税関から送付された争点等及び考え方を含む。)に対する反論又は自らの主張等の明確化に限るものとする。なお、意見陳述の際は、プロジェクター等を使用することができるものとする。
 - ロ 当事者の代理人又は補助者は、意見を陳述することができるものとする。
 - ハ 双方の意見陳述が終了した後、相手方が行った意見陳述の内容について反論の機会を与えるものとする。
 - (注)総括知的財産調査官は、意見陳述の場の円滑な進行の観点から、当事者の意見陳述又は反論について説明の簡略化を促し、又は必要があると認められるときは、説明の中断を求めることができるものとする。
- (7) 専門委員及び税関からの質問等
 - イ 専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行う。
 - ロ 専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見 の陳述はできないものとする。
 - ハ 総括知的財産調査官又は対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、必要と 認める事項について、質問等をすることができるものとする。
- (8) 専門委員の意見交換
 - イ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害物品に該当するか否かを判断するために必要な事実関係・法律関係につき、他の専門委員と意見交換を行う。
 - ロ 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見交 換の場に立ち会うものとする。
 - (注) 専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに意見交換を行うこと ができるものとする。
- (9) 補足意見の求め (専門委員による求釈明) 等
 - イ 専門委員の意見交換の結果、専門委員は当事者に対して釈明、主張の追加・変更又は主張 を裏付けるための更なる証拠の提出を求めることができるものとする。
 - ロ 当事者には、最後に意見を述べる機会を与えるものとする。
- (10) 今後の予定の説明

総括知的財産調査官は、当事者に対し、意見聴取の場の終了から侵害疑義物品が侵害物品に 該当するか否かの認定に至るまでの今後の予定を伝えるものとする。

- 8 当事者からの補足意見
 - (1) 補足意見の提出

専門委員から補足意見の提出を求められた当事者は、当該求められた事項について、書面にて補足意見を提出できるものとする。

(2) 補足意見の提出時期

補足意見の提出は、専門委員が必要と認める場合を除き、意見聴取の場が開催された日の翌日から5日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日までに、1回のみ認められるものとする(提出期限の延長は、特段の事情がない限りできないこととする。)。

(3) 補足意見の開示

対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当事者から提出された補足意見書をその写しの交付等により専門委員及び他の当事者に開示するものとする。

- 9 専門委員意見
 - (1) 専門委員の意見
 - イ 専門委員は、税関から送付された「認定手続における専門委員意見照会書」その他の資料 (意見聴取の場が開催された場合には、その際の当事者の意見等を含む。)に基づいて、税関 に対し意見を述べるものとする。
 - ロ 意見聴取の場が設けられた場合には、専門委員は意見聴取の場において当事者同席の下、 口頭で意見を述べるものとする。ただし、上記8(1)の補足意見が出される場合には、事後的 に意見を述べることとする。
 - (注) 口頭で述べられた専門委員の意見については、後日、税関において整理しておくも のとする。
 - (2) 専門委員による意見の内容

専門委員は、侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かに関し、税関の考え方の妥当性について、その結論及び理由を述べるものとする。

- 10 侵害物品に該当するか否かの認定
 - (1) 認定の方法

明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かを認定するものとする。

(2) 認定結果の通知

当事者に対する認定結果の通知は、関税法基本通達 69 の 12-1(1)のホに基づき行うものとする。また、意見聴取の場を開催しなかった場合又は意見聴取の場に当事者が出席しなかった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見の概要を口頭で当事者に通知するものとする。

- 11 認定手続における専門委員意見照会の中止
 - (1) 認定手続における専門委員意見照会が中止となる場合

専門委員に「認定手続における専門委員意見照会書」が送達された後であって専門委員の意見が述べられる前に次の事実が生じた場合には、認定手続における専門委員意見照会を中止するものとする。

- イ 輸入者による自発的処理が行われたことその他の理由により認定手続を取りやめた場合
- ロ 当事者間の和解成立等により権利者の輸入同意書が提出されたことその他の理由により非該当認定をした場合
- ハ その他専門委員の意見が必要でなくなった場合
- (2) 認定手続における専門委員意見照会中止の通知

認定手続における専門委員意見照会を中止した場合には、専門委員に対しては「認定手続に おける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(別紙様式13)により、当事者に対しては口 頭により、その旨を通知するものとする。

12 専門委員意見照会結果の公表

総括知的財産調査官は、認定手続における専門委員意見照会を実施した事案について、侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かを認定した後、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、以下の事項を財務省の税関ホームページで公表するものとする。

- (1) 知的財産の種別(特許権、意匠権等)
- (2) 主な争点
- (3) 専門委員意見の概要
- (4) 処理結果及び処理年月

第4章 輸出取締りに係る専門委員制度の運用等

第1章の規定は輸出差止申立てについて、第2章の規定は輸出差止申立てにおける専門委員意見 照会について、第3章の規定は輸出貨物に係る認定手続における専門委員意見照会について、それ ぞれ準用する。 別紙様式1

委 嘱 状

平 成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

貴殿を関税法第69条の14に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自:平成 年 月 日

至:

別紙様式2

委 嘱 状

平成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

貴殿を関税法第69条の5(同法第75条において準用する場合を含む。)、同法第69条の9(同法第75条において準用する場合を含む。)、同法第69条の14及び同法第69条の19に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自:平成 年 月 日

至:

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

関税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立 てについては、関税法第69条の14に規定する専門委員への意見照会を下記のとおり行う こととするので通知します。

なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合は その旨を下記連絡先にご連絡ください。

記

- 1. 日時・場所
- 2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者

氏名 職名

- (1)
- (2)
- (3)
- 3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等

以上

[連絡先] :(稅関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書

平成年月日 日照会番号第〇〇〇号

殿

○ ○ 税関長

印

関税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立 てについて、関税法第69条の14の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求め ます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

理由:

(添付資料)

[連絡先] :(稅関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

意 見 書

平成 年 月 日

○ ○ 税関長 殿

印

平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて輸入差止申立てにおける専門委員 意見照会書 (照会番号第 号) により意見を求められた件につきまして、以下のとおり 意見を述べます。

輸入差止申立て保留通知書

平成 年 月 日 保留通知第 号 (申立て保留通知書番号)

殿

〇〇 税関長 印

関税法第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて、 下記の理由により保留するので、通知します。

記

理由

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留結果通知書

平成 年 月 日 受理·不受理通知 第 号

殿

○○税関長

囙

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求めた関税法 第69条の13第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについては、下 記の理由により、受理した・受理しなかった・保留したので、通知します。

記

理由:

印

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書

平 成 年 月 日 回答不要通知番号第〇〇〇号

殿

○ ○ 税関長

平成 年 月 日付輸入差止申立てに係る専門委員意見照会書(照会番号第号)については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。

記

理由:

別紙様式9

委 嘱 状

平成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

貴殿を関税定法第69条の19に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自:平成 年 月 日

至:

認定手続における専門委員意見照会書

平成年月日 日照会番号第〇〇〇号

殿

○ ○ 税関長

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知番号第 号) に係る貨物について、関税法第69条の19の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求めることとしましたので、通知します。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

理由:

(添付資料)

[連絡先] :(稅関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

認定手続における専門委員意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知番号第 号) に係る貨物について、関税法第69条の19に規定する専門委員への意見照会を下記の者に行うこととするので通知します。

記

専門委員として意見を聴くことを予定している者

氏名 職名

- (1)
- (2)
- (3)

以上

[連絡先] :(稅関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

認定手続における専門委員意見照会実施通知書 (意見聴取の場の開催)

平成 年 月 日

殿

○ ○ 税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知番号第 号) に係る貨物について、関税法第69条の19に規定する専門委員への意見照会を下記のとおり行うこととするので通知します。

なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合は その旨を下記連絡先にご連絡ください。

記

- 1. 日時・場所
- 2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者

氏名 職名

- (1)
- (2)
- (3)

以上

[連絡先] :(稅関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書

平 成 年 月 日 回答不要通知番号第○○○号

殿

○ ○ 税関長

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書 (開始通知番号第 号) に係る貨物についての認定手続における専門委員意見照会書 (照会番号第 号) については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。

記

理由:

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の流れ

輸入差止申立ての受付・税関ホームページで公表、 判明している利害関係者への連絡

↓ (10執務日)

利害関係者意見提出

↓ (1 目) ※

専門委員の選定・委嘱

↓ (1 目) ※

専門委員意見照会、当事者に実施通知

↓ (受付から1月半以降) ※

意見聴取の場の開催 (当事者の意見陳述等)

↓ (5執務日)

当事者から補足意見

↓ (7目) ※

専門委員から意見書

↓ (5執務日)

専門委員意見書に対する当事者意見

↓ (7目) ※

受理・不受理・保留の決定

当事者(利害関係者及び 権利者)から専門委員候 補に係る特別な利害関係 の意見聴取

> 意見聴取の場の7 執務日前の日まで 追加意見提出可能

(注)上記のうち※が付された期間は目安。

認定手続(輸入)における専門委員意見照会の流れ

知的財産侵害の疑いのある貨物の発見

 \downarrow

認定手続開始通知

↓ (原則10執務日)

当事者(輸入者及び権利者)による証拠・意見提出



相手方の証拠・意見に対する反論提出



侵害該当・非該当の認定

- ・税関の考え方の整理
 - ・当事者から専門委員候補に係 る特別な利害関係の意見聴取
 - 専門委員の選定・委嘱
 - ・当事者に実施通知
 - 専門委員意見照会
 - ・専門委員からの意見

(注) 上記のうち※が付された期間は目安。

認定手続(輸入)における専門委員意見照会の流れ 【当事者から意見聴取の場の要望がある場合】

知的財産侵害の疑いのある貨物の発見

1

認定手続開始通知

↓ (原則10執務日)

当事者(輸入者及び権利者)による証拠・意見提出

↓ (5目) ※

相手方の証拠・意見に対する反論提出

↓ (1目) ※

専門委員意見照会、当事者に実施通知

↓ (2週間~3週間) ※

意見聴取の場の開催(当事者の意見陳述等)

↓ (1 日) ※

侵害該当・非該当の認定

- ・税関の考え方の整理
- ・当事者から専門委員候補に 係る特別な利害関係の意 見聴取
- ・当事者から意見聴取の場の 要望の提出
- ・専門委員の選定・委嘱

(注) 上記のうち※が付された期間は目安